

平成23年3月18日制定

平成24年7月20日一部改正

平成25年9月27日一部改正

平成26年8月8日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年1月5日一部改正

## 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター研究活動不正防止計画

### 1 目的

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）は、公正な研究を推進し、及び公的研究費等の不正使用（以下「不正使用」という。）を誘発する要因を除去し、研究活動における不正行為に対する抑止機能を有する環境及び体制の構築を図るため、次のとおり国立研究開発法人国立長寿医療研究センター研究活動不正防止計画を策定する。

### 2 センターの責任体系の明確化

#### （1）最高管理責任者

センターに、公的研究費等の適正な運営・管理についてセンター全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

#### （2）統括管理責任者

センターに、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の適正な運営・管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、企画経営部長をもって充てる。

#### （3）コンプライアンス推進責任者

① 各部局における公的研究費等の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

② コンプライアンス推進責任者は、別表の組織区分ごとに、同表のコンプライアンス推進責任者欄に掲げる者とする。

③ コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

#### （4）研究倫理教育責任者

① 各部局に所属する研究者、研究を支援するものなど、研究活動に関わる者を対象に研究倫理に関する教育を実施し、研究倫理に関する知識を定着、更新させるため、研究倫理教育責任者を置く。

② 研究倫理教育責任者は各部局のコンプライアンス責任者を充てる。

③ 研究倫理教育責任者は不正を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究者等に求められる倫理規範を習得等させるため、研究倫理教育を定期的に実施するものとする。

### 3 環境整備について

#### (1) 公的研究費等の適正な執行ルールに関するハンドブックの作成

研究活動における不正行為の防止に関するハンドブックを作成し、研究者に周知する。

公的研究費等の執行ルールに関するハンドブックを作成し、研究者に周知する。

#### (2) 不正行為相談受付窓口及び相談体制の整備

不正行為相談受付窓口を監査室に、公的研究費等に関する相談窓口を企画経営部研究医療課に設置し、ホームページへの掲載等により、センターの内外に周知する。

#### (3) 情報提供の方法の確立

(1) 及び (2) に関する情報のほか、公的研究費等の適正な管理に関する情報等を全職員へ周知する方法を確立する。

### 4 公的研究費等の適正な運営・管理について

#### (1) 物品等の検収の適正化

センター物品検収規程に基づき適正な物品等の検収を行うとともに、検収センターの設置など、研究者以外の者が検収を行う体制の強化に努める。

#### (2) 旅費支給の適正化

旅費の支払いに当たっては、出張伺・復命書、領収書（切符のコピー、無効印押印後の切符を含む。）搭乗券の半券（航空機を利用した旅行の場合）等の証拠書類を必ず確認するものとする。

#### (3) 謝金・賃金の支払いの適正化

謝金・賃金の支払いに当たっては、出勤簿等の証拠書類を必ず確認するものとする。

#### (4) 計画的な予算執行

年度末等の特定の時期に予算執行が偏ることがないよう、予算の執行状況を定期的に各研究者に通知するとともに、計画的に早期かつ適切な執行を行うよう周知する。

(5) 投稿前の英語の原著論文を対象に、文書の剽窃及び画像データを確認する措置を講じること。

### 5 関係者の意識の向上について

#### (1) 行動規範の策定

研究活動における不正行為の防止に関する行動規範を策定し、研究者、研究補助者等に周知する。

#### (2) 説明会等の開催

① 監査室長は研究的資金等の運営・管理に関わる全ての職員に対しコンプライアンス教育、不正使用の防止及びセンターの執行ルール等に関する説明会等を定期的に開催する。

② 説明会の受講修了者については別紙様式1「誓約書」を提出するものとし、誓約書未提出者並びに未受講者については監査室長より各部局のコンプライアンス推進責任者に報告する。

③ 説明会の受講修了並びに誓約書の提出を公的研究費等の申請要件とする。

④ コンプライアンス推進責任者は誓約書未提出者並びに未受講者に対し必要に応じて改

善を指導するものとする。

⑤ コンプライアンス推進責任者の指導によっても誓約書の提出、説明会の受講がなされない場合、センターは当該研究者に係る競争的資金の管理を行わないものとする。

## 6 研究活動における不正行為に関する調査及び懲戒について

研究活動における不正行為が疑われる場合は、研究活動規範委員会において調査の上、職員懲戒規程等に基づき厳正な対応を行うものとし、不正の内容が私的流用等、悪質性の高い場合は刑事告発等を検討するとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

## 7 公的研究費等の運営・管理に関する内部監査及びモニタリングについて

(1)企画経営部においては、内部統制推進部と連携して、中長期目標、中長期計画等に基づく各年度の研究不正への対応状況を取りまとめ、及び評価するものとする。

(2)監査室においては、公的研究費等の適正な運営・管理のため、次のような取組みを行うものとする。

① 内部監査の質を確保するため、監査手順等についてチェックリストを作成して、内部監査を実施する。

② 会計監査人及び監事との連携を強化する。

③ 内部監査及び会計監査人の監査における指摘事項を周知し、類似事例の再発防止に努める。

(3)内部統制委員会は、(1)及び(2)の取組み、研究倫理教育の受講状況、投稿前の論文の確認の状況、その他の研究活動上の不正行為に関する事項の報告を受け、コンプライアンス推進方策について必要な検討を行うものとする。

平成24年7月20日 一部改正

平成25年9月27日 一部改正

平成26年8月8日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

平成28年1月5日一部改正

別表 コンプライアンス推進責任者

組織	コンプライアンス推進責任者
研究所	研究所長
認知症先進医療開発センター	認知症先進医療開発センター長
老年学・社会科学研究センター	老年学・社会科学研究センター長
病院	病院長
もの忘れセンター	もの忘れセンター長
長寿医療研修センター	長寿医療研修センター長
治験・臨床研究推進センター	治験・臨床研究推進センター長
メディカルゲノムセンター	メディカルゲノムセンター長
歯科口腔先進医療開発センター	歯科口腔先進医療開発センター長
健康長寿支援ロボットセンター	健康長寿支援ロボットセンター長
事務	企画経営部長(公的研究費等の運営・管理に関する事項を除く。) 財務経理部長(公的研究費等の運営・管理に関する事項に限る。)